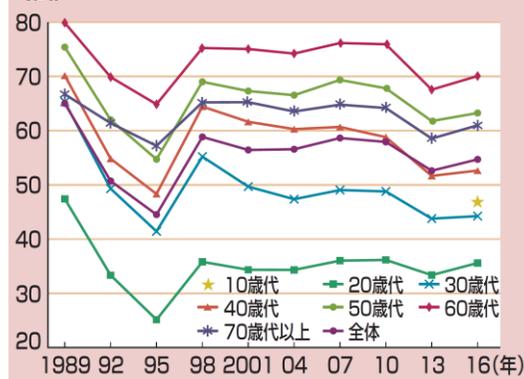


政治参加の重要性

【投票する】

2016年夏の参議院議員選挙から選挙権が18歳以上に引き下げられた。10代の投票率は46.78%だった。

参議院議員通常選挙における年代別投票率(抽出)の推移



(総務省資料による)

【選挙運動に参加する】

自分が支持する候補者が当選できるように、支持・投票を依頼するのが選挙運動である。立候補の届け出をしてから投票日の前日まで行うことができる。

<できること>

- ・電話で投票を依頼する。
- ・たまたま街中であった人に投票を依頼する。
- ・ホームページや SNS などインターネットを利用して投票を依頼する（電子メールは禁止）。※連絡先を表示する義務を負う。

<禁止されていること>

- ・モノやお金を与えて特定の候補者への投票を依頼すること（買収）。
- ・投票依頼のために、戸別に家などを訪問すること（戸別訪問）。
- ・特定の候補者に投票するように（またはしないように）署名運動を行うこと。

※18歳未満は選挙運動を行うことができない。

*外国の選挙運動と比較して考えてもよい。

【立候補する】

<立候補の方法>

- ①政党・政治団体が、候補者の氏名を記載した名簿を選挙長に届け出る（政党届出）。
- ②候補者本人が選挙長に届け出る（本人届出）。
- ③選挙人名簿に登録されている人が、候補者本人の承諾を得て届け出る（推薦届出）。

<供託金>

立候補の際に一定の金額（供託金）を法務局に預けなければならない。得票数が一定数に達しなかったり、途中で立候補を取りやめたりした場合は没収される。

- 例）衆・参議院小選挙区：300万円
都道府県知事：300万円
都道府県議会議員：60万円

<立候補できない人>

- ・被選挙権がない
- ・同時に他の選挙で候補者となっている
- ・選挙事務関係者
- ・国・地方公共団体の公務員（例外あり）

【選挙以外の政治活動】

自分の意見を政治に反映させる方法は、選挙のほかにも様々である。

- ①パブリックコメント制度（行政が法令や政策を決める際に広く意見を募る制度）の利用。
- ②府省へ政策に関する意見・要望を伝える。→いずれも電子政府 e-Gov から発信できる。
(<http://search.e-gov.go.jp/servlet/Public>)
- ③自治体への提案：自治体がホームページなどで政策を募集していることがある。
- ④タウンミーティング（首長が住民から意見を聞くための会合で、名称は様々に参加する）。
- ⑤議会に請願・陳情を行う：請願は議員の紹介が必要である。書式や手続きは国や自治体のホームページを参照するとよい。
- ⑥政治家個人に働きかける：自分の意見に近い人や、話を聞いてくれそうな人を見つけ、政策を提案する。最近は、政治家がホームページや SNS を利用していることが多いので、アクセスしやすくなっている。

*自分の住む自治体のタウンミーティングや、首長・議員などのホームページを調べるのもよい。

テーマを決めて、自分の意見を政治に反映させるためにできることを考えよう。

*自由に考えることが難しい場合は、「環境」「防災」「医療」など分野を提示してもよい。

(1) 自分の意見・要望（理由も合わせて述べよう）

(2) 自分の意見を政治に反映させるためにできること

自分の意見に近い政治家を探してみよう。

*自治体のホームページに首長のページや議会の議員一覧があり、連絡先も載っている。

自分の意見を反映できるパブリックコメントの募集はないか調べてみよう。

*電子政府 e-Gov (<http://search.e-gov.go.jp/servlet/Public>) を参照

タウンミーティングの参加者募集をしていないか調べてみよう。

*自治体のホームページを参照

請願書（陳情書）を書いてみよう。

*国会・自治体の議会ホームページを参照

陳情の場合、紹介議員は不要

*請願書（陳情書）はフォーマットをダウンロードして配布してもよい。

*【参照】

・18歳選挙権研究会『18歳選挙権に対応した先生と生徒のための公職選挙法の手引き』国政情報センター(2015)

・早稲田大学マニフェスト研究所シティズンシップ推進部会『実践学校模擬選挙マニュアル』ぎょうせい(2016)

*【例】衆議院に対する請願書（自治体の議会もほぼ同様）
(表紙見本)

平成__年__月__日	
衆議院議長	殿
_____に関する請願書	
紹介議員	(押印)
請願者	氏名 _____ 外○名 _____
	住所 〒 _____

・本文は要望する内容の説明を「請願要旨」「請願事項」として簡潔に記載する。

(本文見本)

_____に関する請願書	
一 請願要旨	_____

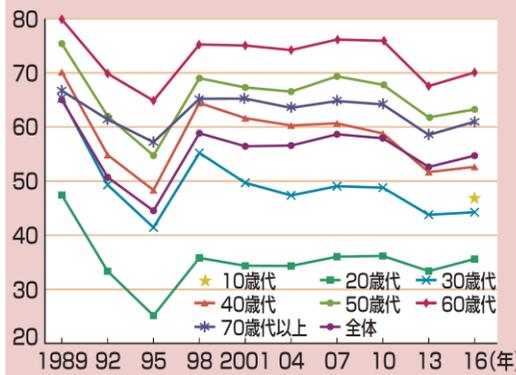
二 請願事項	
1	_____
2	_____
3	_____

政治参加の重要性

【投票する】

2016年夏の参議院議員選挙から選挙権が18歳以上に引き下げられた。10代の投票率は46.78%だった。

参議院議員通常選挙における年代別投票率(抽出)の推移



(総務省資料による)

【選挙運動に参加する】

自分が支持する候補者が当選できるように、支持・投票を依頼するのが選挙運動である。立候補の届け出をしてから投票日の前日まで行うことができる。

<できること>

- ・電話で投票を依頼する。
- ・たまたま街中であった人に投票を依頼する。
- ・ホームページや SNS などインターネットを利用して投票を依頼する（電子メールは禁止）。※連絡先を表示する義務を負う。

<禁止されていること>

- ・モノやお金を与えて特定の候補者への投票を依頼すること（買収）。
- ・投票依頼のために、戸別に家などを訪問すること（戸別訪問）。
- ・特定の候補者に投票するように（またはしないように）署名運動を行うこと。

※18歳未満は選挙運動を行うことができない。

テーマを決めて、自分の意見を政治に反映させるためにできることを考えよう。

(1) 自分の意見・要望（理由も合わせて述べよう）

【立候補する】

<立候補の方法>

- ①政党・政治団体が、候補者の氏名を記載した名簿を選挙長に届け出る（政党届出）。
- ②候補者本人が選挙長に届け出る（本人届出）。
- ③選挙人名簿に登録されている人が、候補者本人の承諾を得て届け出る（推薦届出）。

<供託金>

立候補の際に一定の金額（供託金）を法務局に預けなければならない。得票数が一定数に達しなかったり、途中で立候補を取りやめたりした場合は没収される。

- 例) 衆・参議院小選挙区：300万円
都道府県知事：300万円
都道府県議会議員：60万円

<立候補できない人>

- ・被選挙権がない
- ・同時に他の選挙で候補者となっている
- ・選挙事務関係者
- ・国・地方公共団体の公務員（例外あり）

【選挙以外の政治活動】

自分の意見を政治に反映させる方法は、選挙のほかにも様々である。

- ①パブリックコメント制度（行政が法令や政策を決める際に広く意見を募る制度）の利用。
- ②府省へ政策に関する意見・要望を伝える。→いずれも電子政府 e-Gov から発信できる。
(<http://search.e-gov.go.jp/servlet/Public>)
- ③自治体への提案：自治体がホームページなどで政策を募集していることがある。
- ④タウンミーティング（首長が住民から意見を聞くための会合で、名称は様々）に参加する。
- ⑤議会に請願・陳情を行う：請願は議員の紹介が必要である。書式や手続きは国や自治体のホームページを参照するとよい。
- ⑥政治家個人に働きかける：自分の意見に近い人や、話を聞いてくれそうな人を見つけ、政策を提案する。最近では、政治家がホームページや SNS を利用していることが多いので、アクセスしやすくなっている。

(2) 自分の意見を政治に反映させるためにできること

自分の意見に近い政治家を探してみよう。

自分の意見を反映できるパブリックコメントの募集はないか調べてみよう。

タウンミーティングの参加者募集をしていないか調べてみよう。

請願書（陳情書）を書いてみよう。